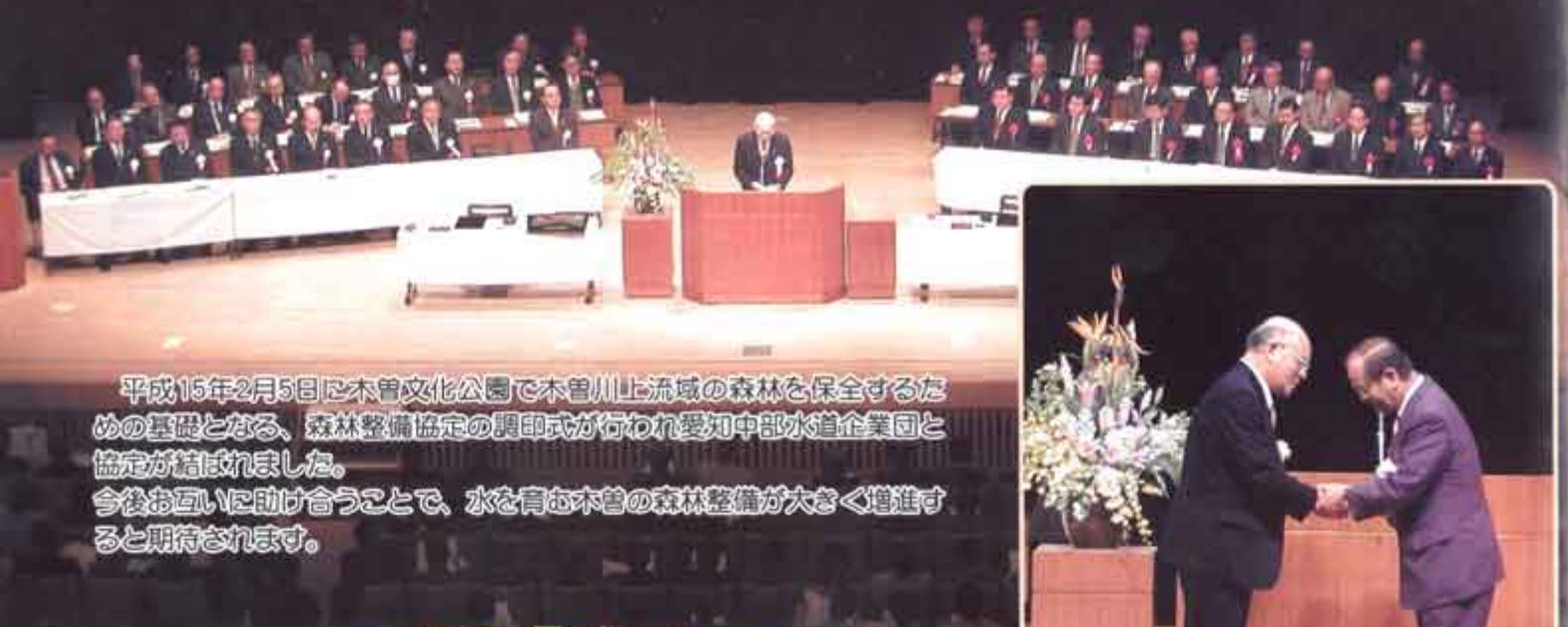


木曾川「水源の森」森林整備協定調印式  
～文三が真む水と語～  
木曾川「水回廊」シンポジウム

## 木曾川「水源の森」森林整備協定



平成15年2月5日に木曾文化公園で木曾川上流域の森林を保全するための基礎となる、森林整備協定の調印式が行われ愛知中部水道企業団と協定が結ばれました。

今後お互いに助け合うことで、水を育む木曾の森林整備が大きく増進すると期待されます。



## 山林高相撲部全国準優勝!!



平成15年3月23日に高知県春野総合運動公園相撲場で行なわれた全国相撲新人選抜大会で木曾山林高校相撲部が、団体戦で準優勝しました。

木曾広域連合はスポーツ振興基金で木曾地域のスポーツを支援しています。

☆主な内容☆

木曾広域連合予算

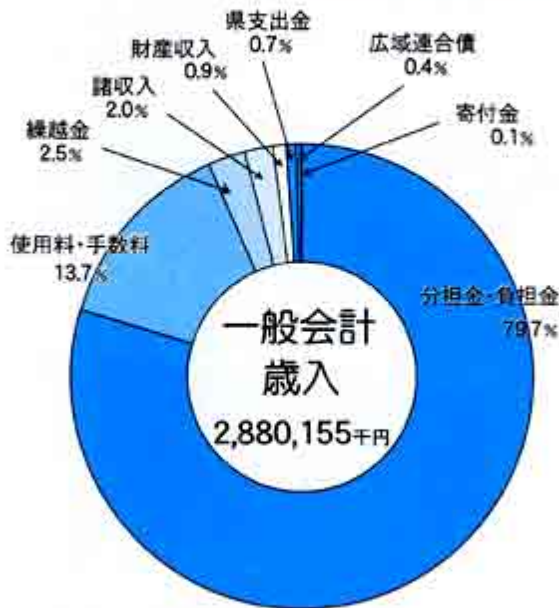
新しい組織体制

介護保険について

市町村合併シリーズ



# 平成15年度 木曾広域連合予算



分担金・負担金	2,296,468千円
使用料・手数料	393,468千円
繰越金	74,804千円
諸収入	56,444千円
財産収入	26,559千円
県支出金	20,312千円
広域連合債	12,000千円
寄付金	100千円
歳入合計	2,880,155千円

2月の木曾広域連合定例議会にて15年度の予算が可決されました。  
一般会計は28億8千万円余となっており前年度予算と比較すると2億6千7百万円減少しました。これは環境施策であるダイオキシン類対策工事等が完了したことによるものです。

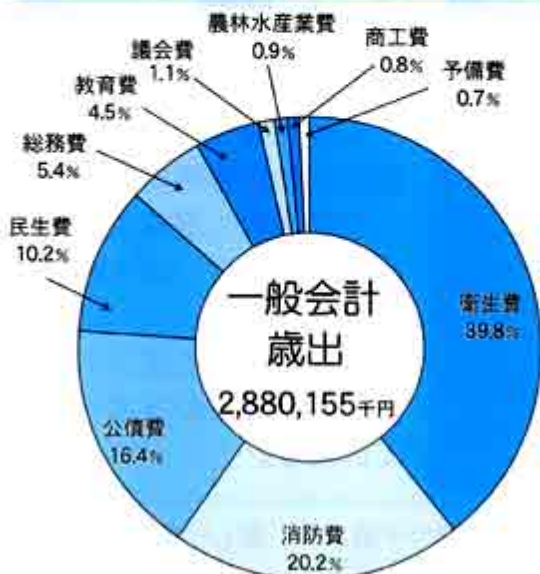
**平成15年度予算が  
決まりました**

## 歳入

歳入については分担金及び負担金が約80%を占め、続いて衛生関係による使用料及び手数料が約14%を占めています。

## 主な事業

・ 広域計画策定事業	1,159千円	・ バキューム車更新	16,148千円
・ 地域情報発信事業	1,700千円	・ 山村振興事業	20,500千円
・ 木曾寮施設整備	11,667千円	・ 上下流交流事業	5,300千円
・ 一次救急医療事業	22,357千円	・ 小・中・高生に命の尊さを伝えるメッセージの発信事業 (救命援助者の育成)	2,570千円
・ リサイクルの推進及びリユースモデル事業	212千円	・ 高規格救急車購入 (三岳村の分遣所へ)	34,741千円



衛生費	1,147,229千円
消防費	582,494千円
公債費	470,982千円
民生費	292,886千円
総務費	154,762千円
教育費	130,489千円
議会費	32,854千円
農林水産業費	25,800千円
商工費	21,960千円
予備費	20,699千円
歳出合計	2,880,155千円

## 歳出

歳出については衛生費が約40%を占め環境センターやクリーンセンターの管理運営や一次救急医療事業等に使われています。

また消防費が約20%、公債費が約16%を占めています。(公債費の内容は消防施設整備事業債や廃棄物処理事業債です。)民生費は約10%を占め木曾寮の養護分の管理運営等を行っています。



## 歳入区分の内容は

### 【分担金・負担金】

木曾郡11町村等からの分担金・負担金

### 【使用料・手数料】

し尿収集・浄化槽清掃手数料  
ごみ処理手数料  
文化公園の施設使用料等

### 【県支出金】

県から交付される補助金

### 【財産収入】

ふるさと市町村圏基金利子収入

### 【寄附金】

木曾寮入所者に対する寄附金

### 【繰越金】

前年度の余剰金

### 【諸収入】

文化公園の入場料、奨学資金貸付金、その他

### 【広域連合債】

事業のための長期的な借入れ金

## 歳出区分の内容は

### 【議会費】

広域連合議員の報酬・議会運営に関する経費

### 【総務費】

事務局や広域連合全般の事務に関する経費

### 【民生費】

社会福祉及び老人福祉(木曾寮養護分)に関する経費

### 【衛生費】

ごみ処理・し尿処理・リサイクル事業に関する経費

### 【農林水産業費】

山村振興・上下流交流事業に関する事業

### 【商工費】

広域的な観光事業に関する事業

### 【消防費】

木曾広域消防の消防・救急・救助などの業務に関する経費

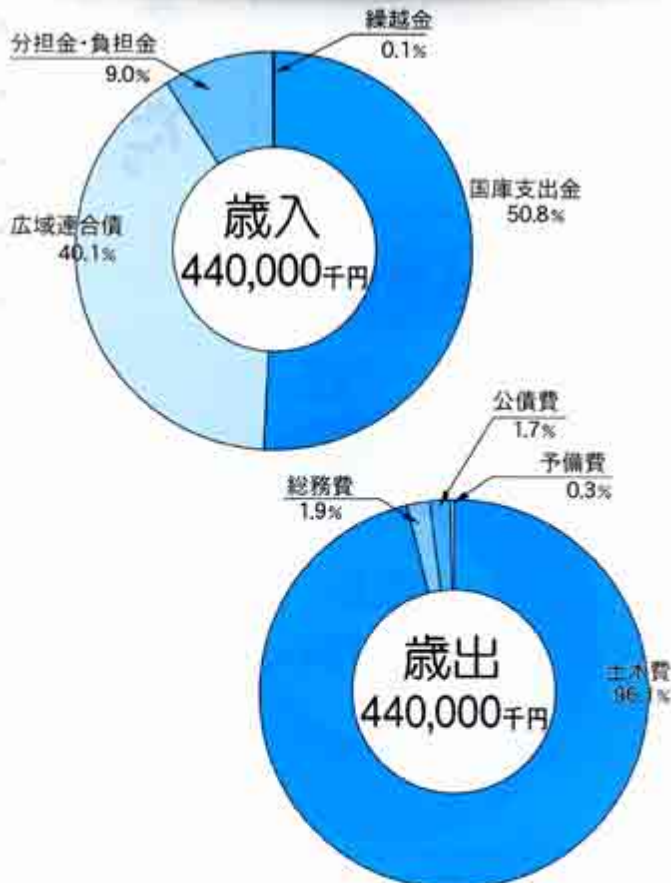
### 【教育費】

文化公園の事業や埋蔵文化財調査、奨学資金の貸付に関する経費

### 【公債費】

借入金元金や利子の償還に関する経費

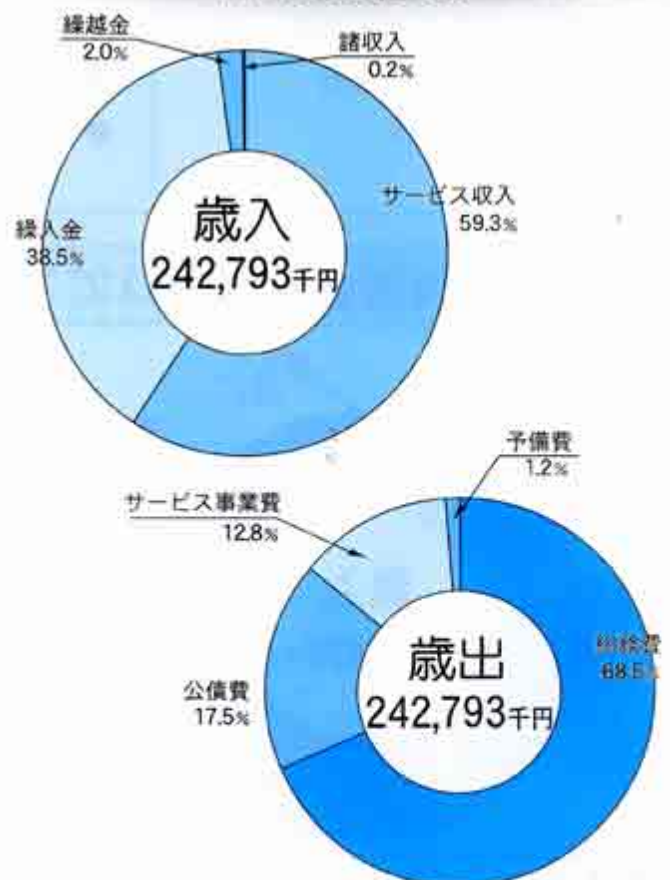
## 汚泥集約センター特別会計



平成15年12月より施設の供用を開始し、約2,000m<sup>3</sup>の汚泥処理を予定しています。

## 木曾寮特別会計

(特別養護分)



木曾寮特別会計では、特養分(要介護認定を受けた入所者)の運営や管理を行っています。





# 木曾広域介護保険情報



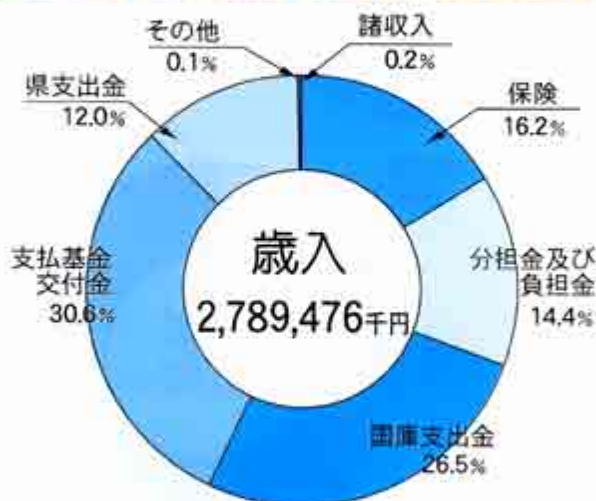
この4月から木曾広域連合による介護保険業務が開始しました。介護保険事務が一つにまとまったことで保険基盤が安定化し経費削減が図られます。

また皆さんへのサービスが低下しないように、各種受付事務や介護認定調査等、様々な相談業務は従来どおり町村でも対応いたします。

介護保険の保険者が町村から木曾広域連合になりました。

木曾広域連合が行う業務	町村が窓口となり継続する事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被保険者証（保険証）の発行</li> <li>◆ 保険料の納入通知書の発行</li> <li>◆ 各種台帳の作成管理</li> <li>◆ 保険料の過誤納金整理</li> <li>◆ 介護認定の更新・申請勧奨</li> <li>◆ 介護認定審査会の実施</li> <li>◆ 認定結果通知の発行</li> <li>◆ 介護給付費の支払事務</li> <li>◆ 国・県等負担金関係</li> <li>◆ 予算・決算関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護保険の相談</li> <li>◆ 転入・転出等に係る届出</li> <li>◆ 保険料の収納・口座振替の申請</li> <li>◆ 介護認定の新規・更新・変更申請</li> <li>◆ 介護認定の訪問調査</li> <li>◆ 介護認定の主治医意見書依頼</li> <li>◆ 居宅支援事業者の届出</li> <li>◆ 住宅改修や福祉用具購入の受付</li> <li>◆ 標準負担減額の受付</li> <li>◆ 利用者負担減額の受付</li> </ul>
等	等

## 介護保険特別会計について（木曾広域連合予算）



### 歳入について

支払基金交付金（40歳から65歳未満の方からの保険料）と保険料（65歳以上の方からの保険料）が約46.8%で残りが公費によってまかなわれています。



### 歳出について

歳出については、介護給付費が96.6%をしめており介護サービス費に使われています。





## ●介護保険料はどう納めるの？

介護保険は、国や自治体の負担金と、40歳以上の方が納める保険料を財源に運営されています。皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。また、介護が必要になったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の方の保険料		年金の受給額などに応じて、次のようになります。
特別徴収の対象となる方 老齢(退職)年金が年額18万円以上の方		偶数月に支払われる年金から2か月分の保険料を、あらかじめ天引きさせていただきます。手続きは、ありません。
普通徴収の対象となる方 老齢(退職)年金が年額18万円未満の方		送付された納付書をもって指定の金融機関で納めていただくか、口座振替で納めていただきます。(納付書に口座振替と記載されている方は、口座振替となりますので現金納付の必要ありません。また、口座振替と記載されていない方は、金融機関窓口・町村窓口・広域連合窓口のいずれかで納めていただくようお願いいたします。)
*年度の途中で転入された方や65歳になった方は、翌年の9月分までは普通徴収となります。		
40歳～65歳以上の方の保険料		
職場の健康保険に加入している方の保険料は、給料の額に応じて決められ、給料から天引きされます。 国民健康保険加入者の保険料額は、医療保険分と介護保険分を合わせた国民健康保険税として、世帯主が納めます		

## ●介護保険料の減免を行う制度があります。

次の①～④のいずれかに該当し、介護保険料を納めることが困難な方に対する制度です。

- ① 1年以上引き続き日本国外に居住している方。
- ② 監獄、労務場その他これらの準ずる施設に拘禁されている方。
- ③ 保険料率が第2段階に該当している方のうち、著しく生活に困窮している方。

具体的には以下の(7)～(㉑)のすべてに該当する方です。

- (7) 本人を含む世帯員全員が住民税非課税である。
  - (㉑) 世帯収入(遺族・障害年金、仕送り等すべての収入を含む)が生活保護の最低生活水準以下。
  - (㉒) 住民税課税者に扶養されていない。また、住民税課税者と生計をともにしていない。
  - (㉓) 預貯金が過大でない。(1世帯100万円+世帯員×50万円以下)
  - (㉔) 活用できる資産が無いか、活用しても生活が困窮していると認められる。
- ④ 上記①②③以外のその他の特別事情(過大な借金の返済、生計中心者との生き別れ・離婚など)により、保険料を納めることができないと認められる方。

詳しくは木曽広域連合介護保険係または各町村の介護保険担当係へご相談下さい。





## 市町村合併シリーズ (3)

合併特例法の期限とされる平成17年3月まで、あと2年となってきました。国の示した標準的な協議期間は22ヶ月と言われており、全国的にも合併協議が一気に進んでいます。

そのような中で、町村合併により広域連合はどうなるのか。今回は、広域連合の今後のあり方について現時点での状況について紹介します。

### ◆木曾郡内の動き

郡内11町村の関係する合併協議会は、次のようになっています。

種 類	名 称	法定協への移行時期	合併目標時期
法定協	中津川市・山口村合併協議会		16年10月
任意協	塩尻市・楢川村任意合併協議会	15年9月予定	17年 3月
任意協	木曾町任意合併協議会 (7町村)	15年5月予定	17年 3月

○南木曾町、大桑村にあつては、両者で任意協議会を設立するために現在協議を行っています。(4月25日現在)

### ◆広域連合の業務

広域連合では、町村が行わなければならない業務のうち、複数の町村で共同して行ったほうが経費がかからず合理的である仕事を行っています。

広域連合には14の施設があり、職員数は4月1日現在169名、臨時職員が36名の計205名が各施設で働いています。

主な業務は、次の通りです。



1	広域消防本部・署の設置運営
2	特別養護・養護老人ホーム木曾寮の設置運営
3	北部・南部クリーンセンターの設置運営 (リサイクルを含む)
4	し尿処理施設の設置運営
5	葬斎センター緑聖苑の設置運営
6	文化公園の設置運営
7	介護保険事務
8	埋蔵文化財調査業務
9	情報ネットワークシステムの設置管理
10	公共下水道汚泥集約センターの設置運営
11	広域的な課題の調査研究事務

ほとんどの業務は11町村共同で行っていますが、上記表中3～5の業務は、山口村を除いた10町村で、表中10の業務は7町村で行っています。





## 町村・連合の借金

平成の大合併は、国・地方を通じた厳しい財政状況の下で市町村財政の基盤を強化し、現在の行政サービスの水準を将来にわたって安定的に提供できる体制をつくることもねらいのひとつです。

このため、市町村合併により、重複した事務等の統合や効率化が図られ、経費も縮減され

ますが、合併しても合理化できないものがあります。それは起債という市町村の借金です。

一般家庭でも、家を建てたり、自動車を買うなど、大きな金額の買物はローン等の借金により購入します。

市町村も同じで、学校の建設、下水道の敷設等の大きな事業は、起債でお金を借りて、何十年間にわたって借金を返していくのが一般的です。

広域連合の起債は、本年4月1日現在で、33種類、総額32億円。15年度中に5億円余を返済しなければいけません。また返済期間が30年後まで及ぶものもあります。

## 厳しい財政状況

広域連合の予算は、これら借金の返済も含めて構成されています。

市町村合併により、広域連合を組織する町村数が減って、支出だけは従前どおりかかるのであれば、各町村の負担額は増えることとなります。

また、連合の予算を負担する町村にあっても財政の状況は厳しく、支出を少しでも縮減するために経費節減等を進めています。

本年度の連合への分担金は、共同処理への参加の状況や人口等で町村ごとの金額に違いはありますが、総額で約26億円となっています。

## 広域的な取組と連合

交通・情報通信手段の発達により、私たちの日常生活圏は市町村の区域を超えて、ますます拡大しています。

また、一方で地域間の連携・協力が促進され、行政についても市町村の枠組みを超えた広域的な取組みが一層求められています。

例えば、自然環境の保全や浄化、美しい景観づくりは、広域的な取組みがないと進みません。また、ゴミの収集や観光ルート、防災体制整備なども広域的な対応が必要な課題としてあげられます。



連合事務局のある日義村の「駒っこホール」、広域的な課題の調査研究事務も行っていきます。

これらを踏まえ、組織町村数の減少が見込まれる中で、今後の町村のあり方、広域連合のあり方について、住民の皆様を主体に捉えて全体的見直し作業を行う必要があります。

具体的には、広域を組織する11町村が協議しながら、現在広域連合で行っている業務について、調整をしていくこととなります。各町村間の合併目標時期を視野に入れますと来年度の当初予算編成までには、終えなければいけません。今後の広域のあり方について皆さんのご意見をお聞かせください。





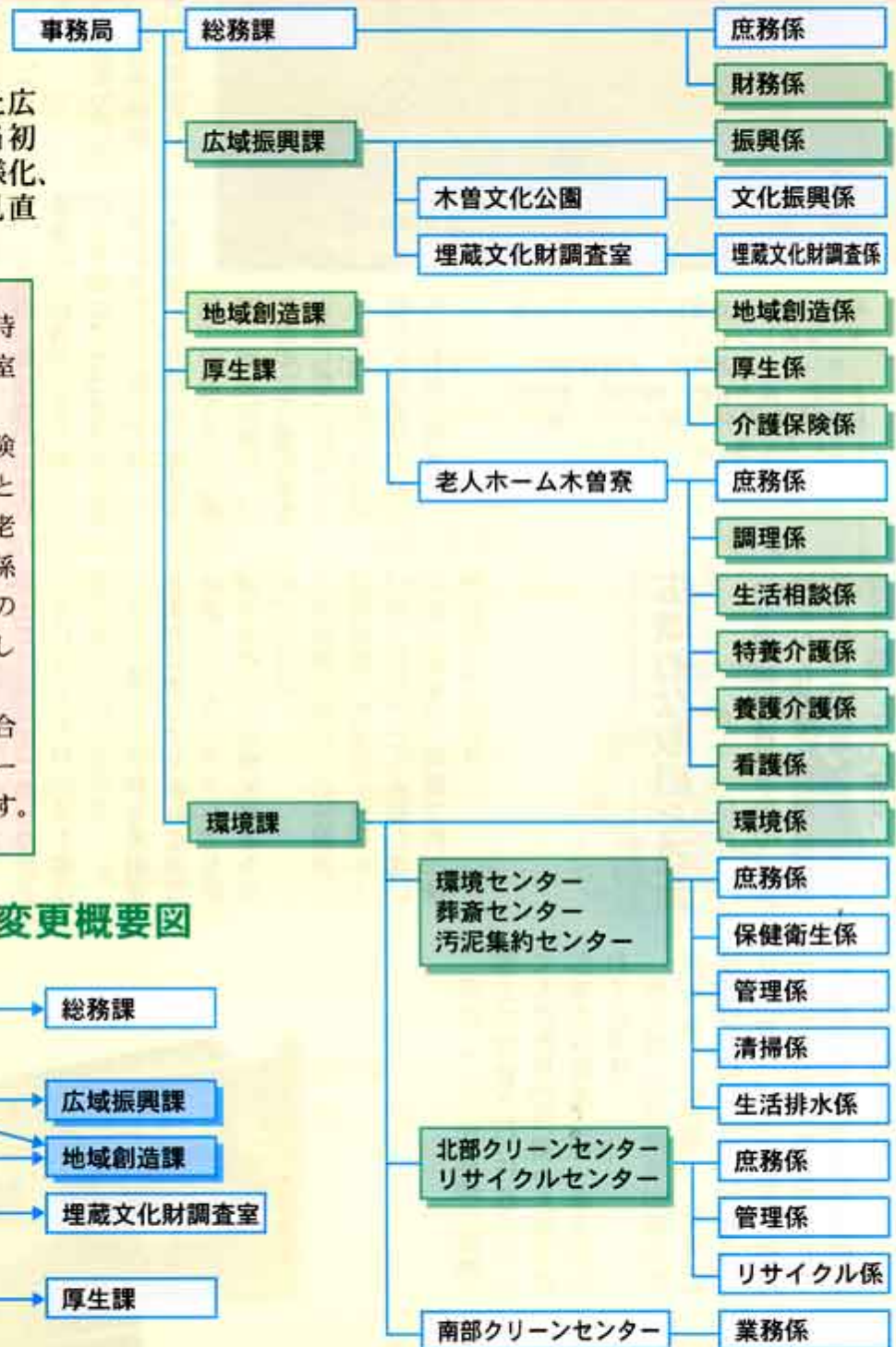
# 木曾広域連合の組織体制が新しくなりました

平成11年4月に発足した広域連合も4年が経過し、当初予定されていた業務の多様化、変更により組織体制の見直しを行ないました。

課や室の統合を行うと同時に課名の変更を行い、4課3室が5課1室に整理されました。

また係の新設では「介護保険事務」を4月から開始したことによる「介護保険係」の新設、老人ホーム木曾寮においては係分担を明確にするため、1つの係を新たに5つの係に区分けしました。

組織体制の見直しにより、合理化を図るとともに住民サービスの向上を目指していきます。



## 課室の統合・課名変更概要図



本誌に関するご意見・ご感想をお気軽にお寄せください。

〒399-6101 長野県木曾郡日義村4898-37

TEL 0264-23-1050 FAX 0264-23-1052 E-mail soumu@kisoji.gr.jp

ホームページ <http://www.kisoji.com/kisokoiki>